

ブリッジ Bridge 10月号

トレンドニュース(令和5年8月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.31倍(前月比0.01P)

「現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:10,992人と前年同月比16.6%増加。
新規求職申込件数:1,665人と前年同月比9.3%減少。

⇒新規求人は大幅増加、新規求職者は11か月連続で減少しており、人材確保は厳しい状況が続いています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?

◆ 令和5年10月1日から大阪府の最低賃金は時間額1,064円となります ◆

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度で、年齢やパート、アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

なお、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」の制度が、以前より拡充されております。

目次

《お知らせ情報》

- ◆ 令和5年10月1日から**大阪府最低賃金 時間額1,064円**
- ◆ 地域別最低賃金額一覧(47都道府県)
- ◆ 業務改善助成金の制度が拡充されます!
- ◆ 安全衛生に関するアンケートにご協力ください
- ◆ 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆ 副業人材を雇用することにより、社内の課題を解決してみませんか?

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1~3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ

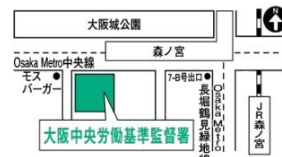


大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和5年8月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 10,992人 (前年同月比 : +16.6 P)
- 新規求職申込件数 : 1,665人 (前年同月比 : ▲ 9.3 P)
- 新規求人倍率 : 6.6倍 (前年同月比 : +1.46 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比16.6%と、増加に転じた。

(単位:人、%)

産 業 計	4年					5年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
産 業 計	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6	9,350 11.1	11,418 5.8	10,391 5.2	10,025 5.1	10,554 5.2	9,560 0.8	10,277 5.6	9,709 ▲ 3.1	10,992 16.6
建設業	807 ▲ 13.1	726 ▲ 16.8	570 ▲ 20.9	799 ▲ 17.6	554 ▲ 29.1	462 ▲ 28.0	800 ▲ 10.7	574 ▲ 26.3	464 ▲ 17.7	705 ▲ 15.2	599 ▲ 25.6	374 ▲ 40.6	660 ▲ 18.2
製造業	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲ 4.8	777 32.1	797 27.7	758 6.8	855 16.3	719 38.8	728 8.8	864 14.1	704 11.7	745 15.1
情報通信業	984 10.1	777 ▲ 7.8	743 ▲ 20.8	923 1.2	623 ▲ 30.1	680 ▲ 20.2	890 12.5	662 1.1	654 ▲ 11.9	717 ▲ 17.2	661 ▲ 6.6	641 ▲ 13.7	703 ▲ 28.6
運輸業、郵便業	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲ 2.9	222 49.0	542 120.3	987 ▲ 23.1	202 ▲ 41.6	339 7.3	1,031 ▲ 11.8	490 33.9	383 ▲ 4.3	874 ▲ 18.4	375 42.0
卸売業、小売業	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲ 4.0	1,116 12.4	908 3.3	1,292 31.2	1,110 14.1	1,082 25.7	1,276 43.5	940 12.7	1,257 22.4	1,183 36.9	1,308 30.8
学術研究、専門・技術サービス業	547 17.9	554 ▲ 5.6	680 36.8	574 5.7	630 8.2	591 ▲ 6.9	610 21.8	677 8.7	642 7.5	548 7.9	654 11.4	658 ▲ 4.2	587 7.3
宿泊業、飲食サービス業	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲ 11.3	435 29.5	1,707 27.3	661 2.6	510 ▲ 4.1	1,597 13.3	683 ▲ 11.8	767 43.9	1,271 ▲ 7.0	1,621 161.0
生活関連サービス業、娯楽業	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5	134 100.0	254 137.4	145 222.2	214 148.8	119 ▲ 3.3	150 100.0	167 39.2	119 4.4	141 2.9
教育、学業支援	112 19.1	120 ▲ 13.0	84 12.0	91 ▲ 28.9	124 ▲ 44.6	101 0.0	179 70.5	115 ▲ 40.1	83 ▲ 17.8	79 ▲ 25.5	171 ▲ 6.0	137 50.5	118 5.4
医療、福祉	2,158 ▲ 9.5	2,059 ▲ 3.7	2,081 9.1	2,361 ▲ 3.7	1,949 ▲ 7.2	2,181 15.3	2,347 ▲ 1.6	2,011 ▲ 11.3	1,946 6.3	2,358 0.7	2,212 ▲ 7.9	1,822 0.6	2,423 12.3
サービス業(他に分類されないもの)	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5	2,072 68.2	1,581 ▲ 0.3	1,763 16.1	1,803 9.7	1,531 3.7	1,609 ▲ 2.4	1,669 ▲ 2.2	1,518 ▲ 0.1	1,835 13.8

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は11か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は6か月連続の減少となった。

(単位:件、%)

全 数	4年					5年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求職申込件数	1,835 ▲ 0.4	1,835 4.2	1,868 ▲ 6.9	1,570 ▲ 9.5	1,427 ▲ 8.5	1,842 ▲ 12.0	1,961 ▲ 2.7	1,962 ▲ 15.1	2,260 ▲ 7.3	1,865 ▲ 5.7	1,716 ▲ 10.9	1,571 ▲ 6.6	1,665 ▲ 9.3
在職者	367 ▲ 14.8	366 ▲ 2.9	386 4.0	333 ▲ 15.7	302 ▲ 15.6	407 ▲ 31.6	581 ▲ 5.8	488 ▲ 26.7	341 ▲ 11.0	336 ▲ 8.4	346 ▲ 9.9	278 ▲ 3.5	336 ▲ 8.4
離職者	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲ 3.1	1,090 ▲ 5.3	1,011 ▲ 3.7	1,303 2.4	1,231 4.1	1,317 ▲ 6.1	1,666 ▲ 10.7	1,346 ▲ 5.7	1,223 ▲ 11.1	1,163 ▲ 8.2	1,167 ▲ 11.1
事業主都合離職者	322 ▲ 1.8	318 6.4	312 ▲ 27.4	258 ▲ 15.1	304 9.4	335 ▲ 2.6	310 0.6	353 ▲ 6.1	467 ▲ 21.2	346 ▲ 11.3	315 ▲ 4.8	293 ▲ 6.1	259 ▲ 19.6
自己都合離職者	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1	633 ▲ 9.6	876 5.8	837 8.1	872 ▲ 2.6	1,062 ▲ 4.6	896 ▲ 3.6	824 ▲ 13.7	801 ▲ 8.9	836 ▲ 7.1
無業者	145 ▲ 39.6	165 ▲ 10.8	132 ▲ 45.2	140 ▲ 22.7	108 ▲ 25.0	125 ▲ 41.6	138 ▲ 32.0	150 ▲ 33.0	247 39.5	173 ▲ 1.1	142 ▲ 11.8	127 5.0	156 7.6

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含む新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※「24歳以下」の男女及び「55歳以上」の女性が増加。

(単位:件、%)

令和5年8月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,659	▲ 9.1	741	▲ 9.9	913	▲ 8.7
24歳以下	120	16.5	49	16.7	71	16.4
25～34歳	336	▲ 14.1	131	▲ 5.1	204	▲ 19.0
35～44歳	324	▲ 5.5	132	▲ 7.0	190	▲ 5.5
45～54歳	335	▲ 20.0	124	▲ 25.7	211	▲ 15.9
55歳以上	544	▲ 4.4	305	▲ 8.4	237	0.9

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

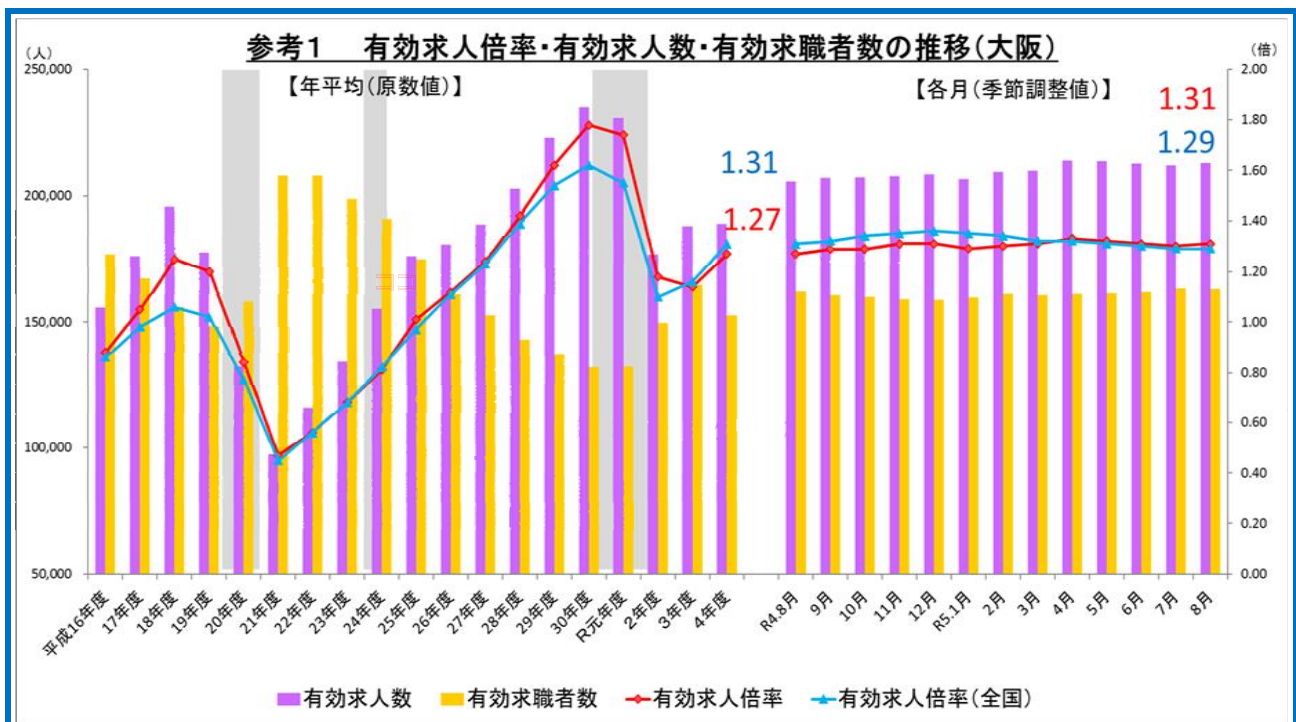
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	4年					5年					8月		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		6月	7月
就職件数	360	394	374	355	351	298	378	591	439	426	429	401	356
	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9	▲ 0.8	▲ 8.3	8.3	9.9	11.4	6.8	1.4	2.8	▲ 1.1

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移《大阪労働局》)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

令和5年10月1日から

大阪府の最低賃金は

時間額 **1,064**円



最低賃金制度のマスコット チェックマン

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。




最低賃金との比較方法（計算方法）について

① 時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金額	
② 日給制の場合	日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
③ 月給制の場合	月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額	
④ 出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額	
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額	

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当	<p>最低賃金に関する特設サイトもご覧ください。</p>
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）	
③ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）	
④ 時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金	



賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00 (水曜日のみ18:00まで)

Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

どの支援が合うか迷ったら、
このセンターに相談してみてね！



※業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440



※キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



※その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1) 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター** TEL:03-6281-9821



(2) 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫** TEL:0120-154-505



(3) 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター** TEL:0570-012-088



(4) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター** TEL:050-8880-4053



※賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



地域別最低賃金額一覽(47都道府県)

()内は、令和4年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	960 (920)	40	令和5年 10月1日
青森	898 (853)	45	令和5年 10月7日
岩手	893 (854)	39	令和5年 10月4日
宮城	923 (883)	40	令和5年 10月1日
秋田	897 (853)	44	令和5年 10月1日
山形	900 (854)	46	令和5年 10月14日
福島	900 (858)	42	令和5年 10月1日
茨城	953 (911)	42	令和5年 10月1日
栃木	954 (913)	41	令和5年 10月1日
群馬	935 (895)	40	令和5年 10月5日
埼玉	1,028 (987)	41	令和5年 10月1日
千葉	1,026 (984)	42	令和5年 10月1日
東京	1,113 (1,072)	41	令和5年 10月1日
神奈川	1,112 (1,071)	41	令和5年 10月1日
新潟	931 (890)	41	令和5年 10月1日
富山	948 (908)	40	令和5年 10月1日
石川	933 (891)	42	令和5年 10月8日
福井	931 (888)	43	令和5年 10月1日
山梨	938 (898)	40	令和5年 10月1日
長野	948 (908)	40	令和5年 10月1日
岐阜	950 (910)	40	令和5年 10月1日
静岡	984 (944)	40	令和5年 10月1日
愛知	1,027 (986)	41	令和5年 10月1日
三重	973 (933)	40	令和5年 10月1日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	967 (927)	40	令和5年 10月1日
京都	1,008 (968)	40	令和5年 10月6日
大阪	1,064 (1,023)	41	令和5年 10月1日
兵庫	1,001 (960)	41	令和5年 10月1日
奈良	936 (896)	40	令和5年 10月1日
和歌山	929 (889)	40	令和5年 10月1日
鳥取	900 (854)	46	令和5年 10月5日
島根	904 (857)	47	令和5年 10月6日
岡山	932 (892)	40	令和5年 10月1日
広島	970 (930)	40	令和5年 10月1日
山口	928 (888)	40	令和5年 10月1日
徳島	896 (855)	41	令和5年 10月1日
香川	918 (878)	40	令和5年 10月1日
愛媛	897 (853)	44	令和5年 10月6日
高知	897 (853)	44	令和5年 10月8日
福岡	941 (900)	41	令和5年 10月6日
佐賀	900 (853)	47	令和5年 10月14日
長崎	898 (853)	45	令和5年 10月13日
熊本	898 (853)	45	令和5年 10月8日
大分	899 (854)	45	令和5年 10月6日
宮崎	897 (853)	44	令和5年 10月6日
鹿児島	897 (853)	44	令和5年 10月6日
沖縄	896 (853)	43	令和5年 10月8日
全国加重平均額	1,004 (961)	43	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度

検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ

検索

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円 未満	9/10
900円 以上 950円 未満	4/5 (9/10)
950円 以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



安全衛生に関するアンケートにご協力ください。

大阪労働局では労働災害の防止計画を5か年計画で策定しており、令和5年度からは

第14次労働災害防止推進計画

を策定し、展開しているところです。同計画では国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各重点課題ごとに以下の指標を定めました。

アウトプット指標

事業者が第14次労働災害防止推進計画に向けて取り組む目標

アウトカム指標

大阪労働局が第14次労働災害防止推進計画に向けて取り組む目標

つきましては同計画の進捗状況の把握を行うため、安全衛生にかかるこれらの指標についての匿名のアンケートを行うこととなりました。是非アンケートの入力にご協力をお願いいたします。

アンケート入力方法

スマートフォン等の電子端末から下の二次元コードを読み取ってもらうことにより、アンケートフォームに進めますので各項目に入力していただき、最後に登録ボタンを押していただくだけで結構です。

- ・安全に関するアンケート



問合せは「大阪労働局労働基準部 安全課」まで
〒540-8527 大阪市中央区大手前4丁目1番67号
大阪合同庁舎第2号館9階 TEL 06-6949-6496

https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou27/202304_27anzenka

- ・労働衛生に関するアンケート（回答内容は令和5年8月31日現在の状況をご回答ください。）



問合せは「大阪労働局労働基準部 健康課」まで
〒540-8527 大阪市中央区大手前4丁目1番67号
大阪合同庁舎第2号館9階 TEL 06-6949-6500

https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou27/202307_04kenkouka

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鋳業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鋳業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

副業人材を 雇用することにより、 社内の課題を解決してみませんか？

産業雇用安定センターは、労働者の職業選択の幅を広げ、
多様なキャリア形成を支援する観点から、「**ビジネス人材雇用型副業情報提供事業**」に取り組んでいます。



ビジネス人材 雇用型副業とは？

企業に在職している労働者が自身の技術・知識・経験の活用やキャリアアップ等を目的として副業を希望する場合に、
副業人材として雇用することをお考えの企業の求人情報を提供します。

人材で悩んでいませんか？

求人を出しても
なかなか
採用できない

必要な
スキルを持った
人材がない

急な
新規の大量受注に
困っている

特定の分野に
強い人材が
欲しい

社員の
能力開発を
してもらいたい

生産性の
向上に
つなげたい

そんな貴社に!!!

メリット

人材の確保

社内での
新規事業創出や
イノベーション促進

社外からの
客観的な
視点の確保

自社で活用できる
他業種の
知見・スキルの習得

他業種の
ノウハウを活かした
生産性向上

相談・利用は
無料!

副業人材の雇用をお考えの場合は以下のお問合せ先まで



06-6947-7663

受付時間
平日 9:00~17:00

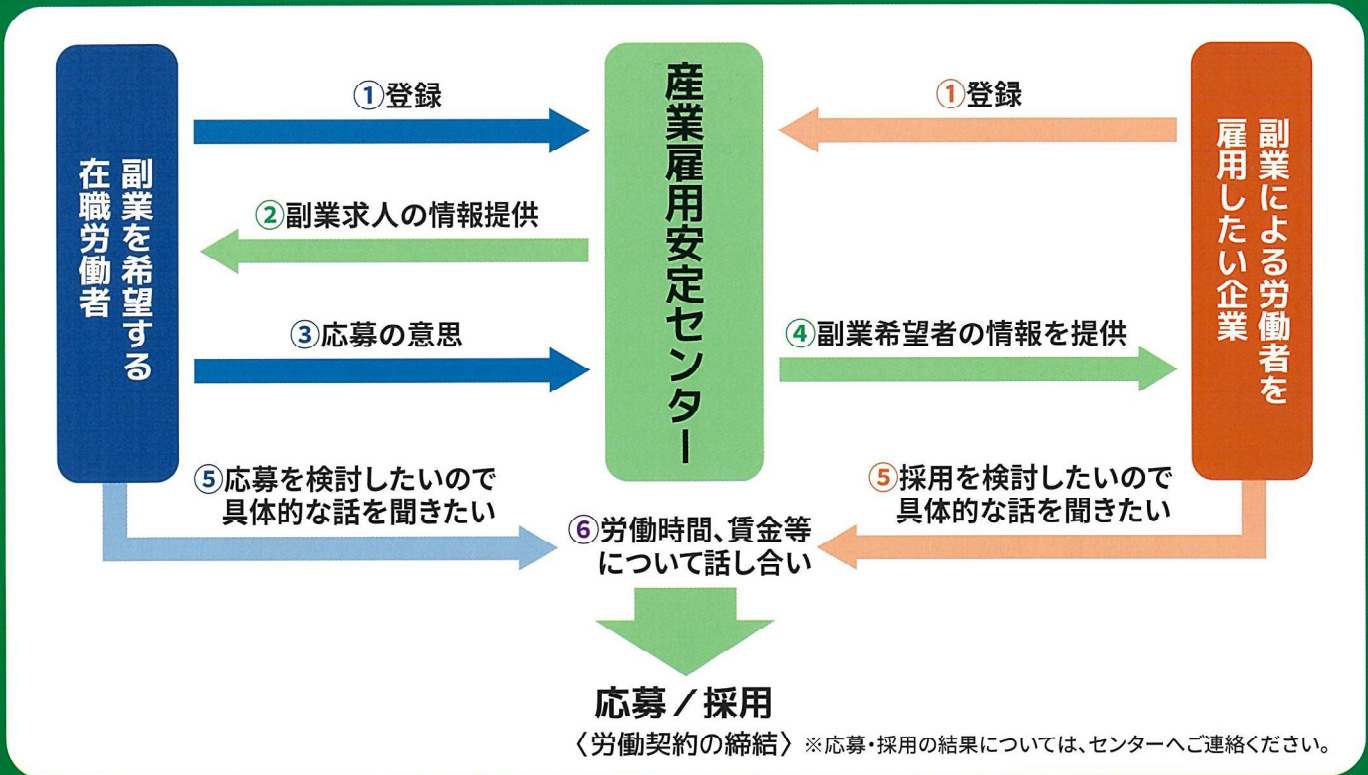


<https://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用



ビジネス人材雇用型副業情報提供のプロセス



ビジネス人材雇用型副業にあたって

- センターは、雇用されている在職労働者が、他の企業でも雇用された上で副業として働くことを希望する場合に、副業求人企業の情報を提供します。
- また、センターは、副業求人企業に対して、副業を希望する在職労働者の情報をご本人の希望により提供します。
- 副業を希望する在職労働者から、副業求人企業に直接、応募や問い合わせがありますのでご注意ください。
- 具体的な労働時間、賃金、社会保険等の取扱いについては、副業を希望する在職労働者と副業求人企業との間で、直接ご相談していただくこととなります。
- 副業として雇用する場合には、新たに労働契約を締結する必要があります。
- 副業労働者の労働時間管理は、現在就業中の企業の労働時間と、副業として雇用する企業での労働時間を通算して管理する必要があります。
- 適切な労働時間管理を行うに当たっては、以下の厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等をご参照ください。

厚生労働省による副業・兼業の労働時間管理等の資料は
こちらをご参照ください。

副業・兼業 厚生労働省



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



- ✓ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
 - ✓ 『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット(わかりやすい解説)』
 - ✓ 「副業・兼業の場合における簡便な労働時間管理のポイント」(労使双方の負担を軽減する「管理モデル」)
 - ✓ 「副業・兼業における労働時間の通算について」(簡便な労働時間管理の方法「管理モデル」)
- などが掲載されています。

フルタイムの求人求職賃金情報 2023年 8月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,431	7,777	2.11	235	225	299
管理的職業	65	20	3.25	225	289	366
専門的・技術的職業	4,951	1,317	3.76	250	249	357
開発技術者	257	30	8.57	277	231	384
製造技術者	170	60	2.83	241	246	354
建築・土木・測量技術者	997	58	17.19	331	282	468
情報処理・通信技術者	1,500	243	6.17	240	249	414
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	49	16	3.06	—	316	406
保健師、助産師、看護師	376	191	1.97	273	266	309
医療技術者	176	46	3.83	270	258	311
その他の保健医療の職業	147	60	2.45	220	212	260
社会福祉の専門的職業	874	159	5.50	221	232	271
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	103	237	0.43	224	227	310
事務的職業	2,065	2,487	0.83	220	201	250
一般事務の職業	1,226	1,995	0.61	219	200	250
会計事務の職業	342	216	1.58	230	196	234
営業・販売関連事務の職業	314	142	2.21	225	208	265
販売の職業	3,085	535	5.77	271	220	294
商品販売の職業	1,134	156	7.27	215	204	270
販売類似の職業	304	15	20.27	220	229	244
営業の職業	1,647	364	4.52	286	230	310
サービスの職業	2,658	545	4.88	215	218	253
介護サービスの職業	982	141	6.96	201	222	246
保健医療サービスの職業	87	21	4.14	193	181	207
生活衛生サービスの職業	25	80	0.31	217	191	313
飲食物調理の職業	490	118	4.15	226	228	299
接客・給仕の職業	777	95	8.18	218	225	264
居住施設・ビル等の管理の職業	125	45	2.78	224	182	193
保安の職業	426	32	13.31	203	186	209
生産工程の職業	866	319	2.71	213	216	308
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	175	55	3.18	225	216	277
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	293	104	2.82	213	210	290
輸送・機械運転の職業	912	132	6.91	245	226	269
自動車運転の職業	728	97	7.51	250	235	275
建設・採掘の職業	457	49	9.33	256	238	375
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	149	23	6.48	260	229	381
電気工事の職業	112	17	6.59	250	226	346
運搬・清掃等の職業	921	612	1.50	222	201	233
運搬の職業	620	153	4.05	242	209	259
清掃の職業	201	88	2.28	213	198	212
IT関連職業合計	1,784	337	5.29	229	246	404
福祉関連職業合計	2,096	431	4.86	253	240	275
(うち介護関係)	1,578	213	7.41	208	230	261

2023年 8月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	120,056	101,196	1.19	236	225	297
管理的職業	467	424	1.10	346	292	390
専門的・技術的職業	32,818	16,698	1.97	254	242	331
開発技術者	1,350	524	2.58	291	231	380
製造技術者	1,039	1,302	0.80	239	233	351
建築・土木・測量技術者	3,953	756	5.23	305	268	434
情報処理・通信技術者	7,789	2,909	2.68	274	248	426
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	390	175	2.23	374	337	448
保健師、助産師、看護師	4,456	2,158	2.06	270	261	310
医療技術者	1,932	680	2.84	248	248	301
社会福祉の専門的職業	7,067	2,129	3.32	230	232	268
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	457	2,552	0.18	224	214	289
事務的職業	11,084	28,592	0.39	220	203	254
一般事務の職業	6,509	23,016	0.28	215	198	243
会計事務の職業	1,223	2,414	0.51	232	209	270
営業・販売関連事務の職業	1,679	1,747	0.96	240	205	261
販売の職業	12,662	6,464	1.96	263	222	301
商品販売の職業	4,848	2,393	2.03	228	210	280
営業の職業	7,260	3,940	1.84	279	229	313
サービスの職業	24,029	7,787	3.09	220	223	276
介護サービスの職業	9,045	2,626	3.44	213	213	245
保健医療サービスの職業	1,133	374	3.03	201	187	216
生活衛生サービスの職業	3,202	883	3.63	220	245	333
飲食物調理の職業	6,447	1,611	4.00	234	225	284
接客・給仕の職業	2,883	1,163	2.48	237	235	304
居住施設・ビル等の管理の職業	398	439	0.91	194	186	199
保安の職業	3,620	574	6.31	198	187	204
生産工程の職業	9,759	4,953	1.97	234	209	297
金属材料製造、金属加工、合金溶接・溶断の職業	2,526	1,027	2.46	246	207	295
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、合金溶接・溶断を除く)	2,390	1,346	1.78	218	204	268
機械組立の職業	828	555	1.49	229	205	308
機械整備・修理の職業	2,067	491	4.21	253	216	313
生産関連・生産類似の職業	1,004	1,034	0.97	235	217	337
輸送・機械運転の職業	9,353	2,998	3.12	263	238	296
自動車運転の職業	7,161	2,052	3.49	268	244	303
建設・採掘の職業	9,032	1,084	8.33	284	233	358
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,309	404	5.72	284	226	352
電気工事の職業	1,496	354	4.23	288	227	350
運搬・清掃等の職業	6,912	9,528	0.73	212	208	254
運搬の職業	3,976	2,773	1.43	232	212	260
清掃の職業	1,080	1,252	0.86	181	203	238
IT関連職業合計	9,715	4,135	2.35	262	243	408
福祉関連職業合計	20,041	6,067	3.30	241	234	272
(うち介護関係)	14,084	3,503	4.02	216	225	258

パートタイムの求人求職賃金情報

2023年8月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	10,808	4,199	2.57	1,163	1,131	~ 1,212
専門的・技術的職業	1,164	448	2.60	1,563	1,486	~ 1,684
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	33	22	1.50	2,440	2,040	~ 2,420
保健師、助産師、看護師	413	116	3.56	1,674	1,647	~ 1,796
社会福祉の専門的職業	297	99	3.00	1,199	1,245	~ 1,351
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	85	47	1.81	1,112	1,135	~ 1,376
その他の専門的職業	153	62	2.47	1,717	1,406	~ 1,767
事務的職業	1,058	1,015	1.04	1,134	1,143	~ 1,243
一般事務の職業	584	853	0.68	1,129	1,138	~ 1,271
会計事務の職業	209	65	3.22	1,161	1,179	~ 1,241
営業・販売関連事務の職業	67	27	2.48	1,125	1,110	~ 1,244
販売の職業	659	134	4.92	1,107	1,023	~ 1,092
商品販売の職業	615	112	5.49	1,114	1,023	~ 1,081
営業の職業	39	21	1.86	1,023	1,139	~ 1,343
サービスの職業	4,685	397	11.80	1,093	1,090	~ 1,162
介護サービスの職業	1,275	102	12.50	1,142	1,226	~ 1,393
保健医療サービスの職業	67	12	5.58	1,141	1,132	~ 1,255
生活衛生サービスの職業	43	33	1.30	1,062	1,063	~ 1,433
飲食物調理の職業	1,520	95	16.00	1,062	1,029	~ 1,066
接客・給仕の職業	1,155	74	15.61	1,088	1,029	~ 1,053
居住施設・ビル等の管理の職業	310	37	8.38	1,030	1,068	~ 1,081
保安の職業	261	13	20.08	1,250	1,108	~ 1,201
生産工程の職業	342	78	4.38	1,083	1,103	~ 1,243
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	19	9	2.11	1,025	1,200	~ 1,280
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	261	35	7.46	1,023	1,110	~ 1,273
輸送・機械運転の職業	198	39	5.08	1,241	1,144	~ 1,193
自動車運転の職業	177	31	5.71	1,350	1,145	~ 1,189
建設・採掘の職業	23	7	3.29	—	1,400	~ 1,600
運搬・清掃・包装等の職業	2,366	832	2.84	1,047	1,064	~ 1,087
運搬の職業	214	65	3.29	1,064	1,116	~ 1,226
清掃の職業	1,824	205	8.90	1,039	1,062	~ 1,077
その他の運搬・清掃・包装等の職業	176	540	0.33	1,044	1,083	~ 1,096
IT関連職業合計	137	73	1.88	1,158	1,039	~ 1,107
福祉関連職業合計	1,971	264	7.47	1,450	1,348	~ 1,517
(うち介護関係)	1,492	136	10.97	1,146	1,236	~ 1,391

注)

- 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。
- 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず)です。
- 「希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 「医療技術者」とは診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士・歯科衛生士・歯科技工士です。
- 「その他の保健医療の職業」とは栄養士・管理栄養士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などです。
- 「社会福祉の専門的職業」とは福祉相談員・保育士・介護福祉専門員などです。
- 「保健医療サービスの職業」とは看護助手・歯科助手などです。
- 「生活衛生サービスの職業」とは理容師・美容師・エステティシャン・ネイリストなどです。
- 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門的職業、ホームヘルパー、家事の介助等です。

2023年 8月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	希望賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	72,015	62,645	1.15	1,132	1,151	1,253
専門的・技術的職業	10,543	6,505	1.62	1,472	1,444	1,627
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	275	241	1.14	2,621	2,231	2,529
保健師、助産師、看護師	3,068	1,680	1.83	1,636	1,669	1,835
医療技術者	999	329	3.04	1,490	1,756	2,044
その他の保健医療の職業	480	308	1.56	1,282	1,250	1,412
社会福祉の専門的職業	4,115	1,554	2.65	1,126	1,200	1,313
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	334	563	0.59	1,196	1,104	1,459
事務的職業	6,792	13,587	0.50	1,104	1,104	1,211
一般事務の職業	4,630	11,563	0.40	1,101	1,098	1,199
会計事務の職業	547	735	0.74	1,133	1,162	1,314
生産関連事務の職業	433	264	1.64	1,117	1,075	1,145
営業・販売関連事務の職業	349	380	0.92	1,119	1,083	1,192
販売の職業	3,098	2,424	1.28	1,083	1,063	1,176
商品販売の職業	2,900	2,123	1.37	1,074	1,061	1,173
営業の職業	130	259	0.50	1,144	1,105	1,276
サービスの職業	29,781	6,401	4.65	1,088	1,101	1,198
介護サービスの職業	10,800	1,866	5.79	1,123	1,203	1,368
保健医療サービスの職業	957	241	3.97	1,092	1,110	1,213
生活衛生サービスの職業	1,092	407	2.68	1,161	1,031	1,245
飲食物調理の職業	11,500	1,778	6.47	1,059	1,041	1,085
接客・給仕の職業	2,952	861	3.43	1,069	1,060	1,127
居住施設・ビル等の管理の職業	920	523	1.76	1,051	1,063	1,072
その他のサービスの職業	1,359	689	1.97	1,098	1,092	1,189
保安の職業	2,632	426	6.18	1,045	1,080	1,145
生産工程の職業	2,597	1,355	1.92	1,088	1,086	1,195
金属材料製造、金属加工、銲属溶接・溶断の職業	235	183	1.28	1,092	1,116	1,249
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,658	615	2.70	1,049	1,073	1,182
輸送・機械運転の職業	2,429	895	2.71	1,106	1,117	1,185
自動車運転の職業	2,110	704	3.00	1,108	1,110	1,180
建設・採掘の職業	238	160	1.49	1,309	1,465	1,884
運搬・清掃等の職業	13,652	13,643	1.00	1,038	1,069	1,110
運搬の職業	1,609	1,120	1.44	1,055	1,132	1,223
清掃の職業	7,873	3,057	2.58	1,031	1,063	1,089
包装の職業	735	349	2.11	1,043	1,036	1,086
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,435	9,117	0.38	1,038	1,061	1,125
IT関連職業合計	719	941	0.76	1,158	1,092	1,254
福祉関連職業合計	16,904	4,256	3.97	1,348	1,406	1,641
(うち介護関係)	13,148	2,383	5.52	1,125	1,207	1,365

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2023年8月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	7	1	26	1	TOEIC(600点～)	226	25	52	11
第三種電気主任技術者	60	2	115	9	日本語検定1級	174	25	4	1
1級電気工事施工管理技士	31	5	56	5	日本語検定3級	102	1	5	0
2級電気工事施工管理技士	21	0	88	22	日商簿記1級	131	8	18	3
一級建築士	106	10	274	51	日商簿記2級	1,832	165	311	52
二級建築士	187	21	279	41	日商簿記3級	2,100	186	353	68
1級建築施工管理技士	81	6	376	49	簿記能力検定(全経2級)	101	10	10	2
2級建築施工管理技士	63	3	327	47	運行管理者(貨物)	207	9	54	3
1級土木施工管理技士	128	5	498	164	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	90	9	30	12
2級土木施工管理技士	93	8	551	166	医療事務資格	355	31	71	3
1級造園施工管理技士	12	1	38	1	登録販売者(一般医薬品)	257	13	70	0
薬剤師	271	25	431	40	理容師	56	1	1,660	6
保健師	211	21	150	17	美容師	621	56	1,662	26
助産師	98	6	98	3	ネイリスト技能検定試験2級	55	5	12	0
看護師	2,246	193	4,741	560	ネイリスト技能検定試験3級	60	8	28	1
准看護師	463	27	2,471	360	調理師	1,330	113	3,416	234
臨床検査技師	141	18	114	18	警備員検定試験(1級)	0	0	21	0
理学療法士	147	11	840	74	警備員検定試験(2級)	4	0	31	0
作業療法士	45	2	694	61	大型自動車免許	1,246	41	1,282	47
歯科技工士	72	4	49	11	大型自動車第二種免許	436	15	530	9
歯科衛生士	263	22	473	27	普通自動車免許	34,503	2,073	3,995	355
診療放射線技師	43	2	61	6	普通自動車第二種免許	409	33	1,926	294
言語聴覚士	26	2	310	28	大型特殊自動車免許	205	8	53	0
管理栄養士	327	21	871	59	自動二輪車免許	1,029	39	161	12
栄養士	530	33	1,908	92	原動機付自転車免許	394	8	824	226
あん摩マッサージ指圧師	28	1	289	48	牽引免許	326	11	351	1
はり師	80	7	324	47	フォークリフト運転技能者	3,530	129	2,638	330
きゅう師	69	5	265	23	中型自動車免許	396	16	1,935	190
柔道整復師	118	10	369	50	中型自動車第二種免許	37	0	151	0
臨床心理士	25	4	86	13	8トン限定中型自動車免許	446	17	883	36
社会福祉士	251	23	1,128	191	危険物取扱者(乙種)	982	59	310	27
介護福祉士	1,790	112	7,817	728	危険物取扱者(丙種)	107	10	30	2
保育士	2,203	124	3,167	367	溶接技能者	23	1	25	2
ホームヘルパー1級	58	0	491	95	ガス溶接技能者	342	11	124	3
ホームヘルパー2級	1,516	76	5,699	462	アーク溶接技能者(基本級)	186	9	86	5
精神保健福祉士	86	9	401	75	二級自動車整備士	107	7	310	10
介護支援専門員(ケアマネージャー)	408	22	1,339	121	三級自動車整備士	63	5	217	11
介護職員基礎研修修了者	43	5	333	36	自動車検査員	32	2	137	3
福祉用具専門相談員	97	6	65	9	2級ボイラー技士	164	7	75	18
介護職員初任者研修修了者	1,025	67	9,944	964	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	114	1	65	4
介護職員実務者研修修了者	376	24	4,332	349	移動式クレーン運転士	205	8	130	0
税理士	22	1	35	5	小型移動式クレーン運転技能者	234	7	92	2
社会保険労務士	100	7	73	18	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	33	0	17	0
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,695	76	1,054	31	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	124	5	163	14
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	397	25	422	67	玉掛技能者	1,211	37	682	10
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	670	48	106	18	第一種電気工事士	147	4	356	19
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	815	80	516	77	第二種電気工事士	699	44	886	87
管理業務主任者	80	3	37	11	足場の組立て等作業主任者	58	1	124	0
実用英語技能検定2級	720	60	67	5	1級管工事施工管理技士	40	4	47	7
TOEIC(730点～)	449	45	41	8	2級管工事施工管理技士	25	2	68	6